

## 国土交通省告示第 376 号【平成 21 年最終改正】

## (船舶特償の対象となるもの)

## 別表 1 外航船舶

番号	船舶及び機械その他の設備	期 間
1	<p>第 1 号から第 23 号までに掲げる装置(第 24 号から第 28 号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第 24 号から第 28 号までに掲げる装置及び第 1 号から第 23 号までに掲げる装置)のすべてを有し、かつ、第 29 号又は第 30 号に規定する塗料をそれぞれ第 29 号又は第 30 号に掲げる船体の部分のいずれかに塗布している鋼船(薬品そう船を除く。以下同じ。)</p> <p>一 主機関又は推進装置(次のいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ 窒素酸化物放出量削減型主機関(原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。)から発生する 1 キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 19 条の 3 に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に 70 分の 67 を乗じて算出された値以下となるものに限る。)</p> <p>ロ 電子制御型ディーゼル主機関</p> <p>ハ 電気推進装置</p> <p>二 船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置</p> <p>三 電源自動制御装置</p> <p>四 推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置</p> <p>五 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置</p> <p>六 主機関の燃料油(加熱を要するものに限る。)、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置</p> <p>七 燃料油槽(次のいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの</p> <p>ロ オーバーフロー・ラインを有するもの</p> <p>八 機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置</p> <p>九 機関室内火災探知装置</p> <p>十 機関室内ビルジの高位警報装置</p> <p>十一 船首及び船尾の係留用ウインチの遠隔制御装置</p> <p>十二 衛星航法装置</p> <p>十三 自動操舵装置</p> <p>十四 発電用機関(次のいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ 燃料油(加熱を要するものに限る。)の自動温度制御装置付発電機関</p> <p>ロ A 重油専用発電機関</p> <p>ハ ターボ・ジェネレーター</p> <p>ニ 風力発電機関</p> <p>ホ 排気ガス浄化装置付発電機関</p> <p>十五 燃料油槽の遠隔液面監視装置及び高位警報装置</p> <p>十六 主機関の運転状態の自動記録装置</p> <p>十七 ビルジ処理装置(油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。)又は廃油焚ボイラー</p>	平成 21 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで

十八	汚水処理装置（微生物による処理及び塩素による消毒を行うものに限る。）又は バラスト水交換装置	
十九	海事衛星通信装置	
二十	自動衝突予防援助装置	
二十一	造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）	
二十二	給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）	
二十三	推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）	
イ	推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、 可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）	
ロ	推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）	
ハ	推進効率改良型船型（船尾装着フィン又は風圧抵抗軽減型船首に限る。）	
ニ	エア・シール型船尾管軸封装置	
ホ	船首方位制御装置	
二十四	ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー 又はコンボジット・ボイラー	
二十五	荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー （ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置	
二十六	コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が 100 トン以上の揚貨装置を有する船舶 をいう。）又は油そう船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、 バラスト・タンクの遠隔制御装置	
二十七	燃料油槽の船外からの注油管の弁の数が 5 以上の船舶（当該弁の集中配置場所 が 2 以下のものを除く。）にあつては、当該弁の遠隔制御装置	
二十八	ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあつては、当該液体貨物の荷役装置の 遠隔制御装置	
二十九	有機スズ化合物代替塗料にあつては、船底外板及び船側外板の外面で夏期満載 喫水線（満載喫水線規則（昭和 43 年運輸省令第 33 号）第 36 条第 1 項に 規定する夏期満載喫水線をいう。）より下方の部分	
三十	低揮発性有機化合物塗料にあつては、バラスト・タンク及び清水タンクの内面	

## 別表 2 内航船舶

番号	船 舶	期 間
1	<p>総トン数が 300 トン以上で、かつ、2000 トンに満たない鋼船で第 1 号から第 3 号までに掲げる装置（第 4 号又は第 5 号に規定する船舶にあつては、それぞれ第 4 号又は第 5 号に掲げる装置及び第 1 号から第 3 号までに掲げる装置）のすべてを有しているもの</p> <p>一 別表 1 第 1 号から第 3 号まで、第 5 号から第 10 号まで及び第 13 号に掲げる装置</p> <p>二 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関</p> <p>ロ A重油専用発電機関</p> <p>ハ ターボ・ジェネレーター</p> <p>三 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュープロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ又はプロペラ前部放射状型取付翼に限る。）</p> <p>ロ 推進効率改良型舵（サイドスラスタ、整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）</p> <p>ハ 推進効率改良型船型（船尾装着フィン、バトックフロー船型、モディファイドバトックフロー船型、船尾バルブ又はバルバスバウキャップに限る。）</p> <p>ニ 燃料改質器</p>	平成 21 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで

	<p>ホ 船首方位制御装置</p> <p>四 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー</p> <p>五 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置</p>	
2	<p>総トン数が 2000 トン以上の鋼船で第 1 号から第 3 号までに掲げる装置（第 4 号から第 6 号までに規定する船舶にあつては、それぞれ第 4 号から第 6 号までに掲げる装置及び第 1 号から第 3 号までに掲げる装置）のすべてを有しているもの</p> <p>一 別表 1 第 1 号から第 13 号までに掲げる装置</p> <p>二 1 の項第 2 号及び第 3 号に掲げる装置</p> <p>三 衝突予防援助装置</p> <p>四 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー</p> <p>五 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置</p> <p>六 コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が 100 トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置</p>	<p>平成 21 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで</p>

**別表 3 環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶**

番号	船 舶	期 間
1	電気推進船（別表 2 に掲げる船舶のうち、電気推進装置及び推進効率改良型船型（バトックフロー船型、モディファイドバトックフロー船型又は船尾バルブに限る。）を有しているもの）	平成 21 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで
2	電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶（別表 2 に掲げる船舶のうち、熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水利用装置に限る。）、別表 2 1 の項第 3 号イに掲げる装置（ハイスキュープロペラを除く。）及び同号ロに掲げる装置又は同号ハに掲げる装置（船尾装着フィンを除く。）を有しているもの）	平成 21 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで